

## 第5回協働環境調査

### <設問目次>

#### (0) 貴自治体における「協働」の定義 (新設)

##### (1) 協働をしくみにするためのプロセスについて

- a 協働環境を向上するために、指針や条例が定められ、推進し評価する体制が策定されているか?
- b 協働をしくみにするためのプロセスが公開されているか?
- c 協働をしくみにするためのプロセスとその後の運用の評価・見直しに市民が参画しているか?

##### (2) しくみが効果的に活用されるための整備

- a 協働の推進を担当する部署は、積極的に機能しているか?
- b 職員を全庁的に育成しているか?
- c 全庁的な協働の推進体制が整えられているか?
- d 庁内で協働事例は共有・活用されているか?

##### (3) しくみを活用するために、協働のパートナーと共に学び、互いが育つしくみについて

- a 市民(NPO)からの提案は、広く、適切に受け止められているか?
- b 協働事業、協働先の選定方法
  - ア) 審査の手順・基準や、結果・根拠は公開されているか?
  - イ) 審査機関に市民は参画しているか?
  - ウ) 選考は適切にフィードバックされているか?
- c 協働事例を広く公開・活用しているか?
- d しくみを普及するために、NPOと共に学び、互いに育っているか?

##### (4) 協働事例の評価・ふりかえりについて

- a 協働事例の評価・ふりかえりが行われ、制度の改善に生かされているか?

##### (5) 協働に関する情報の発信・整備について

- a 自治体のウェブサイトから協働に関する必要な情報がタイムリーに入手できるか? (改訂)
- b 協働環境を向上するために、NPO等の情報が整備・公開されているか? (新設)

##### (6) 指定管理者制度の導入・運用と市民の参画状況について

- a 指定管理者制度について、選定までのプロセスへの市民参画状況
- b 指定管理者に対する、監査・モニタリングの機関の有無、市民参画状況

##### (7) 小規模多機能自治を促す施策について (新設)

- a (市区町村限定) 地域の多様な主体による協働を促しているか? 地域の自治や公共サービスを地域住民が担う「小規模多機能自治」を促しているか?
- b (都道府県限定) 県内市町村とNPOとの協働を促しているか?

(以下、第5回調査の調査項目と評価指標)

(0) 貴自治体における「協働」の定義 (新設)

貴自治体における「協働」の定義

この設問では各自治体における協働の定義を文章(300字以内)で尋ねます。

\*点数評価はしません。テキストをそのまま掲載します。

(1) 協働をしくみにするためのプロセスについて

a 協働環境を向上するために、指針や条例が定められ、推進し評価する体制が策定されているか?

協働を体系的に進めるにあたり、根拠法令の整備がまず必要です。この項目では、協働を進めるための法的根拠と、推進・評価体制の整備状況について明らかにします。

評価指標	
6	NPOと協働に関する指針または条例が策定されるとともに、推進し評価する体制が整備され、中期的な推進計画とともにウェブサイトで公開されている。
5	NPOとの協働に関する指針または条例と、推進し評価する体制が策定され、ウェブサイトで公開されている。
4	指針または条例のどちらか一方が策定されている。
3	指針や条例の策定に向けて準備中である。
2	指針や条例の策定についての検討がなされている。
1	首長の公約や今年度の基本方針には掲げられている。
0	指針や条例の策定予定はない。

b 協働をしくみにするためのプロセスが公開されているか?

協働を推進するためには、指針・条例づくりの段階から市民に公開し、市民とともにすることが重要です。この項目では、指針や条例の策定のあゆみが、市民にどれだけ公開されているかを明らかにします。

評価指標	
6	ウェブサイト上で検討・条例策定段階の摘録が公開され、策定までのプロセスが順を追って、わかりやすく理解できる。
5	ウェブサイト上で検討・条例策定段階の摘録が公開されている。
4	報告書や公開用資料として、閲覧が可能である。(経緯を見ることができる)
3	ウェブサイトにて、決定事項と経緯の要約が公開されている。
2	—
1	検討する会議体の開催年月日、議案のみ公開されている。(冊子のみ)
0	公開されていない。

c 協働をしくみにするためのプロセスとその後の運用の評価・見直しに市民が参画しているか?

この項目では、指針や条例の策定及びその後の運用の評価・見直しに、市民がどれだけ・どのように関わっているかについて明らかにします。

評価指標

6	指針の策定と見直しを検討する会議体(公募の市民委員を含む)が、公開の場で試案作成や進捗の検証段階から意見交換し、委員でない市民や団体にも意見を求める機会をつくっている。
5	指針の策定と見直しを検討する会議体(公募の市民委員を含む)が、公開の場で試案作成や進捗の検証段階から意見交換している。
4	指針の策定時には公開の場で試案作成段階から意見交換を行ったが、進捗の検証や見直しでは公開の場での意見交換を行っていない、もしくは行う予定はない。
3	指針等を検討する会議体に市民委員を公募している。
2	指針等を検討する会議体が活動中の団体に意見を求めている、または、指針等を検討する会議体に市民委員はいるが公募していない。
1	指針等の試案が市民に開示され、意見を求める機会が設けられている。(パブリックコメントなど)
0	参画していない。

## (2) しゅくみが効果的に活用されるための整備

### a 協働の推進を担当する部署は、積極的に機能しているか？

協働の実践を進めるには、指針や条例があるだけでは不十分です。この項目では、協働を推進する部署（市民からの協働の提案を受け止める窓口）の設置状況について明らかにします。

評価指標	
6	制度に基づき、担当者とNPOの具体的な政策協議の場が定期的に設けられている。
5	制度に基づき、担当者とNPOの具体的な政策協議の場が随時設けられている。
4	市民からの協働の提案を検討して回答する制度・担当が設けられている。
3	—
2	市民からの協働の提案に対応する制度・担当が設けられている。
1	市民からの協働の問い合わせに対応するための担当を置いている。
0	機能していない。

### b 職員を全庁的に育成しているか？

よりよい協働を実践していくためには、全職員がNPOや協働を理解すると同時に、職員間でその理解を共有する必要があります。この項目では、自治体職員に対する情報提供や研修等の実施状況を明らかにします。

評価指標	
6	全職員*の50%以上または管理職の70%以上が、過去2年間以内に、協働に関する研修を受けた。
5	全職員*の30%以上または管理職の50%以上が、過去2年間以内に、協働に関する研修を受けた。
4	全職員*の20%以上または管理職の30%が、過去2年間以内に、協働に関する研修を受けた。
3	全職員*のほとんどが上司または担当部署から、協働の進め方に関する説明を受けた。
2	全職員*に協働の進め方に関する資料を配布、かつ、一部の職員が研修を受けた。
1	全職員*に、協働の進め方に関する資料を配布、または、一部の職員が研修を受けた。

0	協働に関して、多くの職員を対象とした情報提供が行われていない。(協働担当部署職員のみ研修など)
---	---

\*本調査では、現業職を除く事務系職員を全職員としています。

### c 全庁的な協働の推進体制が整えられているか？

NPOの活動は多岐に渡り、一つの部署で対応しきれないケースも多く見られるため、全庁的な情報共有・協働推進が重要です。この項目では、全庁的な整備状況について明らかにします。

評価指標	
6	全部署に協働推進担当者が任命され、協働案件を検討するための関係部署による調整会議が定期的で開催されるなど協働について全庁的なやりとりが日常的に行われている。
5	全部署に協働推進担当者が任命される、または協働案件を検討するための関係部署による調整会議が随時開催されるなど協働について全庁的なやりとりが日常的に行われている。
4	多くの部署を対象とした協働推進のための定例会議（または学習会）が開催されている。
3	多くの部署を対象とした協働推進のための会議または学習会が随時開催されている。
2	協働を推進するための手引きを作成した。
1	—
0	全庁的な推進体制が整えられていない。

### d 庁内で協働事例は共有・活用されているか？

庁内で協働やNPOに関する理解を促進するためにも、実施した協働事例は公開し、次のステップとしての資料として活かすことが必要です。この項目では、庁内における過去の事例の活用方法について明らかにします。

評価指標	
6	事例をもとに、市民も参加しての学習会が開催されている。
5	事例集を教材として、庁内で学習会が開催されている。
4	事例がいつでも、データベースで検索できる。
3	協働の事例集が年に1回程度、作成・配布されている。
2	—
1	市民活動の担当部署にたずねればわかる。
0	協働事例の収集・共有が行われていない。(検討、準備段階である)

## (3) しくみを活用するために、協働のパートナーと共に学び、互いが育つしくみについて

### a 市民(NPO)からの提案は、広く、適切に受け止められているか？

この項目では、市民からの提案を重要視し、その提案を積極的に受け入れる体制があるかについて明らかにします。

評価指標	
6	市民(NPO)からの提案は、全庁のすべての事業について提案できる。 (全庁共通の提案と協議の手続きが決まっており、採択基準および予算的な担保がある)
5	市民(NPO)からの提案は、全庁のすべての事業について提案できる。 (各部署ごとに提案と協議の手続きが決まっており、採択基準および予算的な担保がある)

4	特定部署に対してのみ、広く市民から提案できる。 (提案と協議の手続きが決まっており、採択基準は明示されている)
3	特定部署が示す特定テーマについてのみ、市民から提案できる。 (提案と協議の手続きが決まっており、採択基準および予算的な担保がある)
2	予算編成の前後に、協働に関する年間事業説明会を開催している。
1	市民活動団体に体する補助・助成制度のみ設けられている。
0	提案を受け止めた後の対応が制度化されていない。 (パブリックコメント、首長への手紙等のみ設けている)

## b 協働事業、協働先の選定方法

### ア) 審査の手順・基準や、結果・根拠は公開されているか？

協働事業および協働先の選定は、自治体とNPOが相互理解を形成するプロセスであることを意識して実施することが重要であり、それが公平性の確保にもつながります。この項目では、審査手順・基準の事前公開、また事後の結果公開についての実施状況を明らかにします。

評価指標	
6	事前に手順や基準、そして応募に際しての質問やその回答を公開するとともに、審査結果は、具体的かつ合理的な根拠を公開している。
5	手順・基準を事前に公開するとともに、審査結果の具体的かつ合理的な根拠を公開している。
4	—
3	手順・基準ともに事前に文書で公開されている。
2	—
1	手順のみ、事前に公開されている。
0	手順・基準は事前に公開せず、結果のみ公開している。

### イ) 審査機関に市民は参画しているか？

この項目では、審査委員会等における委員公募状況について明らかにします。

評価指標	
6	協働案件の審査および協働施策の監査にあたる機関に、市民を公募している。
5	協働案件の審査または、協働施策の監査にあたる機関に、市民を公募している。
4	協働施策を検討・審議する機関に、市民を公募している。
3	協働施策を検討・審議する機関に、市民委員が参画している（公募はしていない）。
2	補助・助成制度のみ、審査委員を公募している。
1	協働案件の審査機関に市民委員が参画している（公募していない）。
0	市民の参画はない。

### ウ) 選考は適切にフィードバックされているか？

合否の結果にとどまらず、将来の協働相手となり得るNPOの事業力の向上に結び付けることを意識したフィードバックが行われているかについて、選考結果の公開内容、公開方法から明らかにします。

評価指標	
6	事前に示された審査基準に基づく採点結果と審査員からのコメントおよび審査過程が、すべての申請者について公開され、申請者が他団体との比較から学ぶことができる。
5	事前に示された審査基準に基づく採点結果と審査員からのコメントが、すべての申請者について公開され、申請者が他団体との比較から学ぶことができる。
4	事前に示された審査基準に基づく採点結果または、審査員からのコメントがすべての申請者について公開されている。
3	事前に示された審査基準に基づく採点結果と審査員からのコメントが、各申請者に通達される。
2	事前に示された審査基準に基づく採点結果が、申請者に通達される。
1	審査委員の代表から、総括コメントが示される。
0	採択・不採択の結果のみ通達をしている。

#### c 協働事例を広く公開・活用しているか？

協働事業は、一般的な行政の事業より積極的に公開することで、市民の参加・協力や、他の協働事業や協働環境の改善を促さなければなりません。この項目では、一般市民の観点での事例の公開・活用状況を明らかにします。

評価指標	
6	事業評価結果を含む、協働事例の詳細がわかる報告書をウェブサイトで公開している。
5	協働事例の詳細がわかる報告書をウェブサイトで公開している。
4	協働事業の発表会・報告会を毎年開催している。
3	協働事例の概要がわかる一覧表を、ウェブサイトで公開している。
2	協働事業の名称のみの一覧表を、ウェブサイトで公開している。
1	協働事業の公開はしているが、ウェブサイトではない(閲覧・取り寄せ可能など)
0	協働事例を公開していない。

#### d しくみを普及するために、NPOと共に学び、互いに育っているか？

この項目では、NPOと「共に育ち」「共に学ぶ」という観点での取り組みについて明らかにします。

評価指標	
6	庁内の主要部署とNPOが、協働事業の評価や中期計画について協議する場を常設している。
5	庁内の主要部署とNPOが、協働事業の進め方・評価について協議する場を常設している。
4	庁内の主要部署とNPOが、協働事業の進め方について協議する場を設けている。
3	—
2	NPOの事業力を育てる機会を設けている。
1	協働に関する、各種制度・施策の説明会を行っている。
0	育成の機会は設けていない。

#### (4) 協働事例の評価・ふりかえりについて

##### a 協働事例の評価・ふりかえりが行われ、制度の改善に生かされているか？

協働事業の評価・ふりかえりは、次の協働事業を検討・実施する際のヒントとなり、よりよい協働の実現につながります。この項目では、事業実施後の評価・ふりかえりの実施状況と、その結果が次年度の事業や制度の改善に生かされているかどうかを明らかにします。

評価指標	
6	各協働事業について複数回実施された評価・ふりかえりの結果が公開され、次年度の事業と制度の改善に反映されるしくみがある。
5	各協働事業について複数回実施された評価・ふりかえりの結果が、次年度の事業の立案や実施に反映されている。
4	受益者や関係者などの評価も合わせて、NPOと自治体がふりかえりの機会を複数回（中間と終了後など）設けている。
3	NPOと自治体のそれぞれが評価を行い文書レベルで共有している。
2	受益者や関係者などの評価も行われているが、共有されていない。
1	NPOと自治体のそれぞれが評価を行い、共有されていない。（事務事業評価のみなど）
0	評価を実施していない。

#### (5) 協働に関する情報の発信・整備について

##### a 自治体のウェブサイトから協働に関する必要な情報がタイムリーに入手できるか（改訂）

ウェブサイトに協働の情報がどれだけ出ているか（協働先にとって本当に必要な情報がタイムリーに出ているか）を確認します。

\* 掲載されている事項について下記チェックボックスにチェックを入れ、点数化は行いません。

チェックボックス（該当する事項に☑を入れる。不明なものは「?」を入れる）	
<input type="checkbox"/>	協働の原則、基本方針が開示されている
<input type="checkbox"/>	過去の協働事業の一覧表が開示されている
<input type="checkbox"/>	協働事業の提案の方法が示されている
<input type="checkbox"/>	今後の協働の進めかた、促進のための具体的な施策が開示されている
<input type="checkbox"/>	協働事業の選考結果など、決定時にタイムリー（おおむね1週間以内）に開示されている

##### b NPO等の情報が整備・公開されているか？（新設）

協働を促すためにNPO等の情報を整備し、広く公開しているかどうか、公開情報の質や速度、使いやすさについて確認します。

\* 下記の指標内容については、自治体ごとに独自のNPO等公益団体のポータルサイト（地域の市民活動支援センター等と連携して運営している場合を含む）を整備しているケースに加え、内閣府NPOポータルほか、外部データベースへのリンクを自治体HP上で貼っている場合も含むものとします。

評価指標	
6	団体一覧や検索結果などをダウンロードすることができる。また、公開されている情報をSNS等で共有できる。
5	団体情報を団体自らが編集・加筆などを行うことができ、変更が発生する都度、情報が最新のものに更新されている。
4	基本的な情報や実績・案内に加え、自治体などとの協働実績が公開されている。

3	特定非営利活動法人だけでなく、ボランティア・サークル、町内会・自治会などの地縁団体など幅広い団体について、基本的な情報をウェブサイトで閲覧できる。
2	団体名・代表者名・連絡先・定款・活動報告書といった基本的な情報に加え、各団体の活動実績や事業・行事・催事などの案内をウェブサイトで紹介している。
1	特定非営利活動促進法で定められた基本的な情報のみを、ウェブサイトで公開している。
0	特定非営利活動促進法で定められた基本的な情報のみを、担当部署での書面閲覧で公開している（ウェブサイトでは開示していない）。 （同法の適用を受けない自治体では、「基本的な情報を開示していない」）。

\*基本的な情報とは、主に次のものを指します。

団体名称、主たる事務所の所在地、代表者氏名、定款に記載された目的、活動分野

## （6）指定管理者制度の導入・運用と市民の参画状況について

### a 指定管理者制度について、選定までのプロセスへの市民参画状況

各施設において指定管理者の選定プロセスに市民が参加していたか、また、選定プロセスおよび選定結果についての情報公開がされていたかについて、明らかにします。

評価指標	
6	指定管理の対象となる半数以上の施設・事業について、制度設計と審査機関の双方に、公募の市民が参加し、その経過・結果がウェブ上で開示されている。
5	指定管理の対象となる半数以上の施設・事業について、制度設計と審査機関の双方に、公募ではないが市民が参加している。
4	指定管理の対象となる20%以上の施設・事業について、制度設計と審査機関に、公募の市民が参加している。
3	指定管理の対象となる20%以上の施設・事業について、制度設計または、審査機関に、公募の市民が参加している。
2	すべての施設に共通する基本指針の策定に市民が参画した。
1	制度設計や審査制度について、パブリックコメントのみ実施した。
0	市民の参画はない。

### b 指定管理者に対する、監査・モニタリングの機関の有無、市民参画状況

指定管理者導入後の当該事業・施設の運営状況について、点検・評価の機会があるか、また、その機会に市民が参加しているのかについて、明らかにします。

評価指標	
6	70%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関を設置し、公募の市民が参画している。
5	70%以上の指定管理者導入施設・事業に関する、監査・評価機関を設置し、公募ではない市民が参画している。
4	50%以上の指定管理者導入施設・事業に関する、監査・評価機関を設置し、公募の市民が参画している。
3	50%以上の指定管理者導入施設・事業に関する、監査・評価機関を設置し、公募ではない市民が参画している。



2	10%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関について市民が参画している。
1	監査・評価機関はあるが、市民の参画はない。
0	監査・評価機関はない。

(7) 小規模多機能自治を促す施策について

a (市区町村限定) 地域の多様な主体による協働を促しているか? 地域の自治や公共サービスを地域住民が担う「小規模多機能自治」を促しているか? (新設)

1対1の「協働」から「総働\*1」へ、という流れの中で多様な主体による協働を促しているか、市区町村に対して、「小規模多機能自治\*2」を促しているかどうかを確認します。

評価指標案	
6	全地域の地域運営組織*3が公民館等の公的施設を地域の自治の拠点として運営してもらうとともに、福祉や経済など地域の暮らしを支える事業が、団体によって自主的・積極的に実施してもらっている。
5	全地域の地域運営組織*3に対して、公民館等の公的施設を地域の自治の拠点として運営してもらっている。
4	全地域に地域運営組織*3が組織されている。
3	制度に基づき、一部でモデル的・散発的に推進している。
2	推進を目的とした制度はあるが、積極的な運用は行われていない。
1	推進するための検討や制度づくりが始まっている。
0	(住民自身による自発的な取り組みはあったとしても)行政として推進することを検討していない。

\*1 総働とは：

I I H O E [人と組織と地球のための国際研究所] (<http://blog.canpan.info/iihoe/>) が提唱する、協働の新しい定義です。そもそも協働 (collaboration) は、ただ「一緒に働く」のではなく、「共通の目標の実現」のために、「責任と役割を共有・分担」し、「ともに汗をかき、成果を共有する」ことであり、その結果として、市民に「相乗効果」がもたらされなければ、協働する意味はありません。

本来、協働には多様な形態があるにもかかわらず、近年、「行政の特定の部署の業務を、特定の市民活動団体に委託し、行政の負担を軽くすること」のように、矮小化して捉えられる傾向が強くなってきています。しかし、少子高齢化が加速的に進む地域の持続可能性を高めることが求められている今、「当事者のみならず、地縁団体や市民団体、事業者、金融機関、行政、学校、など多様な主体による協働こそが求められています。このような「多様な主体による協働」を、I I H O Eでは「総働」と呼んでいます。

(右図参照)



\*2 小規模多機能自治とは：

おおむね小学校区を対象に、自治会・町内会をはじめとする地域内の地縁型・属性型・目的型団体の共同体 (以下、地域運営組織という) により、地域住民の安全・安心の維持・向上のために必要とされる事業・活動を、自主的に実施するとともに、行政などから公共サービスを受託するなど、小さな地域において求められる生活・公共サービスを住民自らが担うこと。

\*3 地域運営組織とは (町会・自治会との違い)：

小規模多機能自治を担う地域の運営組織。主に世帯主が参加し、1戸1票制で男性の年配者による発想に陥りがちな町会・自治会に比べ、地域自主組織は子どもや若者、女性など幅広い世代が個人として参加し、基本的に1人1票制であることに特徴があります。また、構成員が決まっており代表者が持ち回り (輪番制) で新しいことに積極的に取り組むことが比較的難しい町会・自治会に比べ、地域自主組織は課題ごとに部会を設けたり、新たに広域的な協議会をつくるなど、それぞれのテーマによって代表者や参加者を決められ、

地域内の自治会・老人会・女性の会・PTA・公民館といった従来の組織の枠を超えた連携が生まれやすく、幅広い分野で新たな挑戦がしやすい組織形態であるといえます。

（「地域運営組織」は地域によって、「地域自主組織」「住民自治組織・協議会」など、さまざまな名称があります）

\*事例として下記島根県雲南市のHPや伊賀市住民自治協議会のHPもご参照ください。

島根県雲南市HP 「地域自主組織」

<http://www.city.unnan.shimane.jp/www/genre/000000000000/1000000000875/index.html>

伊賀市 住民自治協議会

<http://www.city.iga.lg.jp/kbn/62621/62621.html>

**b（都道府県限定）県内市町村とNPOとの協働を促しているか？（新設）**

市町村のように地域に対する直接的な事業ではなく、間接的役割を担うことの多い都道府県では、協働事業においても各市町村の課題と県内NPO等とを結びつけ、協働を側面から促す役割が期待されています。その役割を積極的に果たしているかどうかを確認します。

評価指標	
6	県内市町村とNPOとが、具体的な共通の課題・目標・項目について、個別面談など、協働開始の端緒となる機会を設けている。
5	県内市町村とNPOが出会い、地域の課題を共通認識して協働のあり方について考える意見交換の場を、定期的に設けている。
4	県内市町村に対して、協働を推進するガイドラインや手引きなどの紹介や作成支援を行っている。
3	—
2	県内市町村の協働関連の情報をまとめ、NPO等に公開するなど、情報の収集・公開をしている。
1	県内市町村とNPOの合同の研修機会をつくっている。
0	（都道府県として）促す施策はしていない。